特別栽培農産物は、各県が定める慣行栽培基準に対し、

節減対象農薬の使用回数が５０％以下
化学肥料の窒素成分量が５０％以下
で栽培された農産物です。

農林水産省新ガイドラインによる表示内容

品名： 特別栽培米　23年産　新潟県北越後　コシヒカリ

農林水産省新ガイドラインによる表示
特別栽培農産物
節減対象農薬： 当地比　5割減 化学肥料(窒素成分)： 当地比　5割減
栽培責任者　北越後農業協同組合 代表理事組合長 宮島 允 住　　所　新潟県新発田市島潟字弁天1341番地1 連　絡　先　TEL　0254－26－2600
確認責任者　北越後農業協同組合 営農部 営農指導課 住　　所　新潟県新発田市島潟字弁天1449番地1 連　絡　先　TEL　0254－26－7000
精米確認者　株式会社ミツハシ　品質保証室 住　　所　神奈川県横浜市金沢区幸浦2－25 連　絡　先　TEL　045－784－8014

節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
シラフルオフェン	殺虫	1
ジノテフラン	殺虫	2
メトミノストロビン	殺菌	1
プレチラクロール	除草	1
オキサジクロメホン	除草	1
テフリルトリオン	除草	1
ベンタゾン	除草	1